

子吉川地域森林計画変更計画書

(子吉川森林計画区)

計画期間
〔自 令和3年4月1日
至 令和13年3月31日〕

(令和3年12月変更)

秋 田 県

変更事項及び理由

- 1 全国森林計画（令和3年6月閣議決定）を踏まえ、関係する事項を変更
- 2 計画の対象とする森林の区域
 - ・森林の区域の異動により市町村別の森林面積に増減があるため、森林資源の適正な把握のため地域森林計画対象森林を変更
- 3 林道の開設及び拡張に関する計画
 - ・林道事業を実施する路線について変更
- 4 保安林の整備及び治山事業に関する計画
 - ・治山事業として整備する区域について変更

目 次

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	1
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	2
第3 森林の整備に関する事項	4
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	4
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	4
2 造林に関する事項	4
(1) 人工造林に関する指針	4
(2) 天然更新に関する指針	5
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	5
3 間伐及び保育に関する事項	5
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	5
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	5
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	5
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	6
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	6
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	6
(5) 林産物の搬出方法等	7
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	7
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	7
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	7
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	8

第4 森林の保全に関する事項	8
1 森林の土地の保全に関する事項	8
(1) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区	8
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	8
2 保安施設に関する事項	9
(3) 治山事業の実施に関する方針	9
第6 計画量等	9
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	9
4 林道の開設又は拡張に関する計画	9
(1) 市町村別内訳表	9
(2) 箇所別内訳表	10
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	11
(3) 実施すべき治山事業の数量	11

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

区 分		面 積 (ha)	備考
総 数		81, 692	()内は 旧市町村名
市 町 村 別 内 訳	市町村名		
	(本 莊 市)	10, 287	
	(矢 島 町)	6, 738	
	(岩 城 町)	7, 991	
	(由 利 町)	6, 299	
	(西 目 町)	2, 107	
	(鳥 海 町)	14, 961	
	(東 由 利 町)	9, 838	
	(大 内 町)	12, 054	
	合計	70, 274	
にかほ市	(仁 賀 保 町)	4, 143	
	(金 浦 町)	535	
	(象 渕 町)	6, 739	
	合計	11, 418	

- 注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図に表示する民有林です。
 2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可、同第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の対象となります。
 3 森林計画図の縦覧場所は、農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部森づくり推進課です。
 4 単位未満は四捨五入のため、計は一致しません。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・森林レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性、放射性物質の影響等にも配慮します。また、森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林G I Sの効果的な活用を図ります。

また、秋田県水源森林地域の保全に関する条例（平成26年条例第61号）に基づき水源森林地域に指定された森林を、水源涵養^{かん}機能森林の中で重ねて設定することとします。

なお、森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

森林の区分	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養 ^{かん} 機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林については、水源涵養^{かん}機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養^{かん}の機能が十分発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
水源森林地域	<p>水源森林地域は、水源涵養保安林、市町村森林整備計画で水源涵養機能維持増進森林としてゾーニングされている森林、市町村、水道事業者等が公共用に利用するために取水している地点周辺の森林について、市町村の意見を踏まえて指定することとします。</p> <p>指定された水源森林地域では、適正な土地利用を確保するために、森林の売買にあたり事前の届出を行うこととします。</p>
山地災害防止機能 ／土壤保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林に

	<p>については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や県民ニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の設置を推進することとします。</p>
快適環境形成機能	<p>県民の日常生活に密接に関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害の防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設の伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民ニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通じて適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適し</p>

	<p>た様々な生育段階や樹種から構成されている森林がバランス良く配置されていることを目指すこととします。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められている森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。</p>
木材生産等機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。</p> <p>具体的には、木材等の林産物の持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とすることとします。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとします。</p>

- 注) 1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御でききないため、期待される時に必ずしも効果が発揮されるものでないことに留意する必要があります。
- 2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要があります。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」についての指針は次のとおりとし、次表に示す整備目標森林へ適確に誘導を図ることとします。なお、主伐にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、適切に実施することとします。

2 造林に関する事項

（1）人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

市町村森林整備計画で定める「人工造林の対象樹種」についての指針は、自然条件、既往の造林地の生育状況を勘案し、造林が容易で健全に生育し、材質等に優れている樹種を選定するものとし、次のとおりとします。

針葉樹はスギを主体に、広葉樹はケヤキ、キハダ、イヌエンジュ等の有用広葉樹を主体とします。

また、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の確保を図るため、その増加に努めることとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

② 人工造林の標準的な方法

b 植付け方法

人工造林は、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合する適地適木を基本とし、植栽時期は春又は秋植えとともに、極力乾燥時期を避け、必要に応じ植え穴を大きくして丁寧植えを行うなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるよう行うこととします。

また、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとします。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

種子を供給する母樹が存在しないなど、確実な天然更新が期待できない森林については、植栽により更新を確保するものとします。

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民からの社会的要請などを勘案し、市町村森林整備計画において定めることとします。

- a 種子を供給する母樹が存在しない森林
- b 有用天然木の稚樹の育成が期待できない森林
- c 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の進入が期待できない森林

3 間伐及び保育に関する事項

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「保育の種類別の標準的な方法」についての指針は、森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図るため、森林計画区における既往の保育方法を勘案して次表を標準としますが、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に適切な作業方法により行います。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断します。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、

林木の生育が良好な森林で地形・地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域については、災害が発生する恐れが少ない人工林を中心として、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近いなどの条件等を勘案して設定することとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、重複を認めるものとし、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように定めることとします。

イ 施業の方法に関する指針

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるため、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととします。また、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる森林資源構成となるよう努めることとします。

なお、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、長伐期化を含めた伐採時期の多様化を図るなど生産目標に応じた林齢で伐採することとします。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設及び改良については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標」を達成するため、路網の骨格となる林道開設や林道施設の機能向上及び長寿命化に向けた林道改良について計画的な整備を推進することとします。特に、平成24年3月に制定された「秋田県林内路網の整備の促進に関する条例」に基づき県が定める林道等整備計画と市町村森林整備計画の整合性に配慮することとします。

また、森林の利用形態や地形・地質等に応じ丈夫で簡易な規格・構造の林業専用道を導入するなど、自然条件や社会条件が良く、将来にわたり育成单層林として維持する森林などを主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送などへの対応の視点を踏まえて推進することとします。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度	作業システム（高性能林業機械）
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系	110m/ha以上	[伐木・造材] ハーベスター [搬出] フォワーダ
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系	85m/ha以上	[伐木・造材] ハーベスター [搬出] フォワーダ
	架線系	25m/ha以上	[集材] スイングヤーダ [造材] プロセッサ [搬出] フォワーダ
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系	60<50>m/ha以上	[造材] プロセッサ [搬出] フォワーダ
	架線系	20<15>m/ha以上	[集材] スイングヤーダ [造材] プロセッサ [搬出] フォワーダ
急峻地 (35° ~)	架線系	5m/ha以上	[集材] タワーヤーダ [造材] プロセッサ

注1 「急傾斜地」のくわ書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行うこととします。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

アを踏まえ、制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊等を引き起こす恐れがあり、森林の更新に支障を生ずると認められる森林を定めます。

この場合の搬出方法は、地表の損傷を極力避けるため、ワインチ等による集材を採用することにより、重機械類の林内走行を極力控え、集材路等についても既存路網の使用を主体に路網の新設を最小限にとどめるようにします。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業従事者の養成・確保については、秋田県林業トップランナー養成研修(愛称:秋田林業大学校)で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進します。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並み所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ります。

これらと合わせ、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むこととします。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化等を推進するため、機械の自動化を含む高性能林業機械等の開発・改良を進めるとともに、その導入と稼働率の向上を図ることとします。

また、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を図るため、リースやレンタルの活用、林業機械の共同利用など、林業機械の利用体制の整備に向けて積極的に取り組むこととします。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用の促進のための施設の整備については、地域における木材の需給や森林資源の保続を確保する取組の実施状況等も踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大、工務店との連携による特色ある取組等を通じ、建築、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給し得る体制の整備の推進に努めることとします。また、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進することとします。

平成28年4月に施行した「秋田県木材利用促進条例」及び「木材利用の促進に関する指針」を踏まえ、木材の優先利用を働きかける「ウッドファースト」を展開しながら、公共建築物の木造・木質化の推進や、県産木材利用の促進や県産木材製品の需要拡大を図るほか、国内販売や輸出に向けた取組を推進することとします。

また、地域においても工務店等がグループ化し、住宅における県産木材製品の利用拡大を図るとともに、公共土木事業において間伐材を中心として木質資材の活用を推進することとします。

加えて、森林の有する多面的な機能を持続的に発揮させる森林経営に取組み、生態系や土壤、水資源の保全などの基準を満たしている森林や事業体の管理・経営に対する森林認証の取得を推進し、秋田スギ等のブランド力向上を図り、業界と行政が一体となって県産材供給に向けた取組みを推進することとします。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の市別面積

○樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の市別面積

単位:ha

区分	面 積	留意すべき事項
総数	20,345	1. 保安林等制限林 制限林については、制限林の施業方法によるものとする。
由利本荘市	15,215	2. その他の地域
にかほ市	5,130	森林内の地表や土壤の攪乱及び林床の破壊防止に留意する ものとする。

注) 森林の地区は参考資料2(5)の制限林の種類別面積と同一です。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調和に留意することとします。

また、土砂の流出又は崩壊、水害の発生を防止し、又は地域における水源の確保、環境の保全を図るため、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設、貯水池等の設置及び環境保全のための森林の配置等適切な措置を講ずることとします。

なお、太陽光発電施設を設置する場合には、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防災施設の設置や森林の適正な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮することとします。

2 保安施設に関する事項

(3) 治山事業の実施に関する方針

当計画区は、急峻な荒廃渓流を含む保安林が多く、また、脆弱な地質に覆われており、これまで豪雨等による渓流の荒廃や地すべり等の土砂災害が多く発生しております。このため、荒廃地の復旧整備を進めるとともに、事前防災・減災の考え方立ち、重要な保全対象がある保安林を優先して治山事業を積極的に進め、災害の発生防止を図るとともに、保安林の森林整備を進め保安林の機能強化を図り、災害に強い森林を作ります。なお、その際、流域治水の取組と連携し浸透・保水機能を維持・向上させる施策、流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採などの施策、津波に対する多重防御の一つとしての海岸防災林の整備に関する施策を推進することとします。

第6 計画量等

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 : ha			
区分		人工造林	天然更新
総 数		2,300	1,600
前 期		1,000	900
後 期		1,300	700
市 町 内 村 訳 別	由 利 本 莊 市	2,000	1,400
	に か ほ 市	300	200

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(1) 市町村別内訳表

区分	開設 (新設・改築)			拡 張			備 考	
	路線数	延 長	利用面積	改 良	舗 装			
					箇所数	路線数		
総 数	40	67.0	6,364	68	27	90.8		
前 期	13	26.1	1,742	20	9	30.1		
後 期	27	40.9	4,622	48	18	60.7		
由利本荘市	31	53.5	5,332	61	25	79.9		
にかほ市	9	13.5	1,032	7	2	10.9		
合 計	40	67.0	6,364	68	27	90.8		

注) 前期の路線数及び利用面積には、前期・後期にまたがる路線も含む。

(2) 箇所別内訳表（開設／新設・改築）

単位（延長：km、面積：ha）

種類	(区分)	位置(市町村)		路線名	延長	(利用区域面積)	前半5カ年 の計画箇所	図面番号	備考
		旧市町村							
自動車道	由利本荘市	本荘市	猿木沢 鳥田目 泉沢赤田 北の股 経塚森 山内 湯沢 赤田	猿木沢	1.0	128			
				鳥田目	1.0	123	○		
				泉沢赤田	1.9	89	○		
				北の股	0.7	360			
				経塚森	2.0	117			
				山内	1.4	281			
				湯沢	1.4	167			
				赤田	2.1	72	○		
		矢島町	月山 丸森 八木沢 貝喰	月山	2.4	98			
				丸森	1.7	117			
				八木沢	2.5	120			
				貝喰	2.7	119	○		
		岩城町	喜左エ門山網	金坂	3.3	119	○		
				綱木沢	2.0	393			
				金山	5.0	115	○		
		西目町	孫七山 鰐沢	孫七山	0.6	209	○		
				鰐沢	0.8	38			
		鳥海町	大膳ヶ沢 月山 栗沢 松木沢 平根 男鹿内	大膳ヶ沢	3.3	121			
				月山	1.0	398			
				栗沢	0.7	246			
				松木沢	2.3	236			
				平根	1.1	228			
				男鹿内	0.6	415			
		東由利町	中台 桧の沢 仲ノ沢 蒲台	中台	2.0	85			
				桧の沢	2.2	215			
				仲ノ沢	1.0	77			
				蒲台	0.8	226			
		大内町	代内 中村 長根山	代内	2.0	42			
				中村	1.1	102			
				長根山	1.1	31			
				小計	31	53.5	5,332	8	
		にかほ市	仁賀保町	小台野	1.2	103			
				冬師山	2.5	113			
				二ノ台	1.0	104	○		
				太郎台林	2.0	155	○		
				象潟町	小台	0.6	105		
				松山	1.4	134	○		
				菅谷地	2.2	155	○		
				向山	1.5	60			
				長落	1.1	103	○		
				小計	9	13.5	1,032	5	
合計					40	67.0	6,364	13	

- 注) 1 終点側の林道は路線数として数えないこととします。
 2 前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線です。
 3 分区に記載のない路網は林道です。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森林の所在			治山事業施行地区数 前半5カ年の 計画	主な工種	備考
市町村	旧市町村	区域			
由利本荘市	本荘市	本荘	2	1	溪間工・山腹工
		石沢	2	1	溪間工
		松ヶ崎	2	1	山腹工・本数調整伐
		大築	2	1	溪間工・山腹工
		三川	2	1	山腹工
		田尻	1	1	本数調整伐等
		南ノ股	2	2	溪間工
		深沢	1	1	山腹工
	矢島町	川西	1	1	山腹工
		赤田	3	3	溪間工・山腹工
		北ノ股	1	1	溪間工・山腹工
		大中ノ沢	1	1	溪間工
		土谷	1	1	山腹工
		大浦	1	1	溪間工
		矢島	4	3	山腹工・溪間工
岩城町	岩城町	川辺	5	4	山腹工・溪間工
		荒沢	4	3	山腹工・溪間工
		立石	1	1	溪間工
		龜田	2	1	山腹工・本数調整伐
		道川	4	3	本数調整伐・植栽工・溪間工
		滝俣	2	1	山腹工・溪間工
		福俣	8	4	溪間工
		蛇田	2	1	山腹工・溪間工
		富田	2	1	山腹工・溪間工
		勝手	2	1	本数調整伐・植栽工
由利町	由利町	君ヶ野	1	1	溪間工
		東滝沢	2	1	山腹工・本数調整伐
		西滝沢	4	1	山腹工・本数調整伐
		鮎川	4	1	山腹工
		米坂	3	2	溪間工
		森子	2	1	山腹工・溪間工
		飯沢	2	1	山腹工・溪間工
		町村	1	1	山腹工・溪間工
西目町	西目町	西沢	1	1	溪間工
		西目	1	1	本数調整伐
		出戸	2	1	本数調整伐
鳥海町	鳥海町	川内	7	4	山腹工・溪間工
		笹子	8	3	地下水排除工・山腹工
		猿倉	3	2	山腹工・溪間工
		栗沢	2	1	山腹工・溪間工
		百宅	4	1	山腹工
		小川	1	1	山腹工
		下郷	2	1	溪間工
東由利町	東由利町	玉内	2	1	山腹工
		法内	3	2	山腹工
		館合	2	1	山腹工
		田代	1	1	溪間工
		岩谷	3	2	山腹工
大内町	大内町	下川大内	2	1	山腹工・溪間工
		上川大内	2	1	溪間工
		滝	3	2	溪間工
		三川	3	2	山腹工・溪間工
		新沢	2	1	山腹工・溪間工
		平沢	3	1	溪間工
にかほ市	仁賀保町	院内	3	1	溪間工
		畠	2	1	山腹工
		伊勢居地	1	1	溪間工・本数調整伐
		金浦	1	1	本数調整伐等・山腹工
	象潟町	上浜	3	1	本数調整伐等
		上郷	3	1	山腹工・溪間工
		横岡	3	3	山腹工・溪間工
合 計			150	89	

